

「姫路市立ひめじスーパーアリーナ」ネーミングライツスポンサー募集要項

姫路市（以下「市」という。）では、姫路市立ひめじスーパーアリーナの供用開始に合わせ、愛称を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するスポンサー（以下「ネーミングライツスポンサー」という。）を募集します。

ネーミングライツスポンサーは、施設に企業名、ブランド名等の愛称を表示することにより、企業名等を幅広くPRすることができると同時に、市の経済振興及び市民のスポーツ・レクリエーションへの支援を通じた社会貢献を行うこととなります。

1 対象施設

名 称：姫路市立ひめじスーパーアリーナ

所 在 地：姫路市西延末450番地

供用開始：令和8年10月1日（予定）

施設概要：別紙1「姫路市立ひめじスーパーアリーナ施設概要」を参照ください。

2 募集の概要

(1) 契約期間

令和7年12月1日から令和13年3月31日までとします。

(2) ネーミングライツ料（年額）

希望価格800万円（消費税及び地方消費税額を含む）以上の金額をご提示ください。

※希望価格は1万円単位でご提示ください。

※希望価格800万円未満で応募された場合は、失格となります。

※ネーミングライツ料の支払いは年度毎に行い、市の指定する期日までに一括で納付していただきます。

※令和7年12月1日から令和8年9月30日までは、施設の供用開始前のため無料とし、令和8年度は、ネーミングライツ料（年額）の2分の1（令和8年10月～令和9年3月分）とします。

※ネーミングライツスポンサーの責めに帰すべき事由により契約解除に至った場合、納入済みのネーミングライツ料は返還いたしません。また、残る期間（納入済みのネーミングライツ料（年額）に係る契約期間を除く）のネーミングライツ料（総額）の10分の1に相当する額を、違約金としてお支払いいただきます。

(3) 応募資格

日本国内に事業所を有する法人（以下「法人」という。）又は複数の法人により構成されたグループを応募の対象とします。グループで応募される際は代表法人を設定し、責任の所在を明確にしてください。ただし、次の事項に該当する法人は、応募できません（グループの構成員も不可）。

- ① 政治的または宗教的活動を主たる目的とする法人
- ② 公職にあるものが役員を務める法人
- ③ 姫路市広告掲載基準別表第1（第5条関係）で定める業種又は事業者
- ④ 国税及び地方税に滞納がある法人
- ⑤ 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴

力団をいう。)及び暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する法人

- ⑥ 姫路市立ひめじスーパーアリーナの指定管理者を構成する企業の主たる事業目的と競合する法人(詳細は「3 指定管理について」を参照ください。)
- ⑦ その他ネーミングライツスポンサーに相当でないと認められる法人

(4) グループで応募する場合の注意事項

グループの構成員は、単独で応募する法人又は他のグループの構成員になることはできません。

(5) 愛称の条件

- ① 企業名、商品名(ブランド名)等を用いた愛称とすることができます。
- ② 市民が呼びやすく、施設イメージに合った親しみやすい愛称としてください。
- ③ 愛称には「姫路」及び「アリーナ」を含めてください。なお、表記(平仮名、カタカナ、漢字、アルファベット等)は問いません。
- ④ 提案いただく愛称は一つとしてください。新体育館、屋内競技用プール、屋外附属プールそれぞれに異なる愛称を付けることはできません。
- ⑤ 愛称のデザインも具体的に提案してください。
- ⑥ 原則、契約期間中に愛称の変更はできません。
- ⑦ 愛称と合わせて正式名称を併記することがあります。
- ⑧ 姫路市広告事業実施要綱(平成20年4月1日制定)、姫路市広告掲載基準(平成23年3月10日制定)に違反しないものとします。

※条例上の名称は変更しません。

(6) 愛称の表示及び表示方法

- ① 愛称は、パンフレット、チラシ等の印刷物へ表示することができます。
- ② 別紙2「サインの設置について」にて示しているサインは、内照式のものとしてください。
- ③ 別紙2「サインの設置について」に示す場所以外への愛称設置、実施時期及び内容(デザイン等も含む。)は協議のうえ決定します。
- ④ 姫路市屋外広告物条例(平成8年姫路市条例第5号)に適合するものとします。
- ⑤ ネーミングライツスポンサーによるサイン設置は、令和8年9月11日(金)までに完了してください。なお、愛称の公表は令和7年12月頃を予定していますが、設置いただいたサインの公表は施設の供用開始に合わせて行うものとします。
- ⑥ 契約期間中にサインが老朽化、毀損、汚損した場合は、ネーミングライツスポンサーにより更新、修繕を実施してください。

※詳細は別紙2「サインの設置について」を参照ください。

※印刷物については、新規作成成分からの掲載となります。

(7) 愛称表示に要する費用等

サインの作成及び設置に要する費用、内照に伴う電気代や修繕等に要する費用、その他契約期間終了に伴う原状回復に要する費用については、ネーミングライツスポンサーにご負担いただきます。

※サイン設置に伴うネーミングライツスポンサーの施工範囲は、別紙2「サインの設置について」にて赤字で示す範囲が対象となります。

(8) ネーミングライツスポンサーの特典

- ① 当該愛称の普及のため、市はネーミングライツスポンサー及び愛称の決定について、記者発表するとともに、市のホームページでも公表します。また、指定管理者が作成するホームページでも同様の発表を行います。
- ② 市の各種広報にて愛称を使用するとともに、施設利用団体にも愛称の使用を働きかけます。
- ③ その他、ネーミングライツパートナーにおいてネーミングライツを活用した提案等がある場合は、協議により決定します。

3 指定管理者について

姫路市立ひめじスーパーアリーナは、指定管理者制度を導入しているため、施設の運営・維持管理業務は指定管理者が行います。そのため、愛称表示の設置日程やパンフレットの印刷のほか、愛称使用等に関しては、必要に応じて指定管理者を含めた協議を行います。

＜指定管理期間＞

令和7年4月1日から令和23年3月31日まで

＜指定管理者＞

ひめじ手柄山PFI株式会社

＜構成する企業＞

- | | | |
|----------------|---------------------|--------------|
| ・三菱HCキャピタル株式会社 | ・株式会社梓設計 | ・大成建設株式会社 |
| ・株式会社ハリマビシステム | ・美津濃株式会社 | ・株式会社日本水泳振興会 |
| ・株式会社オオバ | ・株式会社加藤建築事務所 | ・株式会社ノバック |
| ・株式会社ハマダ | ・協栄ビル管理株式会社 | ・株式会社双葉化学商会 |
| ・株式会社アクアプロダクト | ・Populous Pte. Ltd. | |

4 申込方法

(1) 募集期間

令和7年7月1日（火）から同年8月29日（金）まで

(2) 応募書類

- ① 姫路市立ひめじスーパーアリーナネーミングライツ取得申込書（様式1）
- ② 暴力団員等の排除に係る調査承諾書（様式2）
- ③ 委任状（様式3） ※グループにより応募する場合のみ
- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 直近1事業年分の納税証明書（税務署が発行する納税証明書その3の3及び各自治体が発行する未納がないことを証明するもの）
- ⑥ 法人の概要（沿革、業務内容等）に関する資料（任意様式、パンフレット等でも可）
- ⑦ 直近3か年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表）
- ⑧ 地域貢献やスポーツ・レクリエーション及び社会貢献に対する活動実績及び今後の計画に関する資料（A3・2枚まで）
- ⑨ 愛称表示（愛称、デザイン、表示方法等）に関する提案書（A3・1枚）

※グループによる応募の場合、グループの構成員であるすべての法人が①～⑤（代表法人は③不要）を提出し、代表法人のみ⑥～⑧を提出してください。

(3) 応募書類提出部数

2部（正本1部、副本1部）提出してください。

(4) 提出方法

下記「9 申し込み先」へ持参又は郵送により提出してください。

※持参の場合は、募集期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

※郵送の場合は、募集期間内必着

5 募集内容に関する質問

(1) 提出期間

令和7年7月1日（火）午前9時00分から同月14日（月）午後5時00分まで

(2) 提出資格

応募しようとする法人（グループの構成員を含む）

(3) 提出方法

「質問書（様式4）」を作成したうえで、下記「9 申し込み先」へ、電子メール又はFAXにより提出してください。

(4) 回答方法

市ホームページにて公表（7月24日公表予定）します。

6 選定方法等

(1) 選定方法

提出書類をもとに、市の選定委員会において、ネーミングライツスポンサーとしての適格性、愛称の適否、ネーミングライツ料の多寡を総合的に判断して優先交渉者を選定します。

応募者が1者（グループ）のみの場合も、ネーミングライツスポンサーとしてふさわしいかどうか選定します。

※選定基準については、別紙3「姫路市立ひめじスーパーアリーナネーミングライツスポンサー選定委員会審査基準」を参照ください。

※優先交渉者と契約に係る事項について協議を行い、協議が整わなかった場合は、次点順位の応募者と協議を行うこととします。

(2) 選定結果の通知

決定後、すべての応募者（グループの場合は代表法人）に文書で通知するとともに、決定されたネーミングライツスポンサーを市ホームページ等で発表します。

7 今後のスケジュール（予定）

令和7年	10月	優先交渉者 決定
	12月	ネーミングライツスポンサー契約・愛称公表
令和8年	7月	姫路市立ひめじスーパーアリーナ竣工
	8～9月	ネーミングライツスポンサーによるサイン設置
	10月	姫路市立ひめじスーパーアリーナ供用開始

8 参考資料

- ・ 姫路市広告事業実施要綱
- ・ 姫路市広告掲載基準

9 申し込み・問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市 観光経済局 スポーツ振興室 手柄山平和公園整備課（担当：藤井、阪本、堀江）

電話：079-221-2422 FAX：079-221-2045

E-mail：tegarayama@city.himeji.lg.jp